

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり				担当部局名	地球環境局 低炭素社会推進室 研究調査室 地球温暖化対策課 国際地球温暖化対策室				作成責任者名 (※記入は任意)		
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適應できる社会づくりを促進する。				政策体系上の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進						
達成すべき目標	2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出量を2013年度(平成25年度)比26.0%削減(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にする。				目標設定の考え方・根拠	・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日に国連に提出)				政策評価実施予定時期	平成28年6月	
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 温室効果ガス排出量(CO2換算トン)	14億800万	25年度	10億4,200万	42年度	-	-	-	-	-	-	-	地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第1条において、「地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題」とされ、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、「長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」とされているため。また、平成27年7月17日開催地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を26.0%削減(2013年度比)、(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にすることを決定し、同目標を気候変動枠組条約事務局に提出したため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 政府全体の適応計画の策定	-		27年度		平成25年度より、中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、日本における気候変動による影響の評価等について審議が進められ、平成27年3月に中央環境審議会より「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」として意見具申がなされた。平成27年度は、本意見具申を踏まえ、平成27年夏頃をめどに政府全体の適応計画を策定する。							
3 世界全体での低炭素社会構築推進	知見共有活動の推進		-		低炭素社会研究に係る国際ネットワーク(LCS-RNet)をもとに、緩和、適応、先進国、途上国等様々なネットワークの連携を促進し、知見共有を進める。このため気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業の成果を順次発信し、気候変動枠組条約への提言につなげる。また、アジアという世界で最も急速に成長している地域に焦点をあて、適応と緩和を統合した研究を実施する。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								

(1)	地球温暖化対策推進法施行推進経費	13 (17)	16 (19)	19 (14)	19	1	<p><達成手段の概要> ・政府実行計画の実施状況及び地方公共団体の取組状況等について調査・集計・公表を行う。(H10年度～) ・地方公共団体実行計画の未策定団体を支援し、策定状況の改善を図るなど、きめ細かな支援を行う。(H21年度～)</p> <p><達成手段の目標> ・政府実行計画 平成13年度を基準として、関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減(・地方公共団体実行計画(事務・事業編) 全地方公共団体において策定 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・政府実行計画 平成24年度における政府の事務及び事業に伴い排出された温室効果ガスの総排出量の推計は1,572,352t-CO2で平成13年度比21.3%削減。これにより、平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均は1,534,084t-CO2で平成13年度比23.2%削減となり、目標である8%削減を達成した。平25年度における総排出量は現在取りまとめ中である。 ・地方公共団体実行計画(事務・事業) 平成26年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 都道府県:100% 政令市:100% 中核市:100% 特例市:100%、特例市未済:79.8%</p> <p><参考> ・地方公共団体実行計画(区域施策編) 都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定、特例市未済は策定に努める</p> <p>平成26年10月1日現在の策定状況は以下のとおり。 都道府県:100% 政令市:80.0% 中核市:97.7% 特例市:90.0% 特例市未済:14.8%</p>	001
(2)	気候変動枠組条約・京都議定書拠出金(平成16年度)	102 (102)	97 (96)	171 (171)	186	-	<p><達成手段の概要> 気候変動枠組条約に参加する先進国の一員としての責任を果たすため、各国の削減目標・行動の着実な実施に資するMRV(測定・報告・検証)や、気候変動への適応対策を効果的に進めるための仕組みに対する費用の一部を拠出する。</p> <p><達成手段の目標> 気候変動枠組条約及び京都議定書の効果的な実施。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 気候変動に対する国際的な枠組みの効果的な実施のため、必要費用の一部を負担することにより貢献する。</p>	002
(3)	将来国際枠組みづくり推進経費(平成19年度)	93 (78)	117 (103)	126 (89)	142	-	<p><達成手段の概要> 気候変動に関する2020年以降の法的枠組みの構築に係る交渉を進めるため、我が国として望ましい枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する検討を行うとともに、主要国の理解を得られるよう積極的に働き掛ける。また、途上国での排出削減を着実に実施するための能力向上や体制の構築等に資する取組を行う。</p> <p><達成手段の目標> 2020年以降の法的枠組みの合意に向けた交渉の進捗。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 望ましい枠組みのあり方や具体的な制度設計に関する検討を行って提案を行うとともに、主要国に対して積極的に働き掛けることにより、2020年以降の法的枠組みの合意に向けた国際的な議論に貢献する。</p>	003
(4)	気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク事業	-	-	113 (92)	115	3	<p><達成手段の概要> 緩和策の実社会での展開及び緩和・適応両政策を統合した政策を実施するため、LCS-RNet及びLoCARNetの経験を活かし、気候変動に強靱な低炭素社会構築専門家世界ネットワーク(CCR-LCSNet)の構築する。 ・科学的知見の政策決定者へのインプットを行う。 ・政策立案等に関するワークショップ開催し能力開発、知見共有を実施する。 ・アジア太平洋地域を中心とする特定地区における協働調査を実施する。</p> <p><達成手段の目標> ・緩和、適応、先進国、途上国等異なるネットワークの連携のため各種会合を活用する。 ・国際会議やUNFCCC関連会合での科学的知見の共有を行う。 ・緩和と適応を統合した研究の促進を行う。</p>	004

(5)	温室効果ガス排出・吸収量管理体制整備費	335 (312)	299 (271)	467 (409)	470	1	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出・吸収目録及び報告書の作成、品質管理、インベントリの審査(H14年度～) ・温室効果ガス排出量(速報値・確報値)の公表(H16年度～) ・隔年報告書及び国別報告書に位置づけられた対策・施策の進捗管理(H25年度～) ・地域の温室効果ガスの現状推計や将来推計に資する最新の自治体別排出量データの整理・提供、簡易的なツールの開発等(H25年度～) <p><達成手段の目標></p> <p>—</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <p>目標達成に向けた国内対策のシナリオや、気候変動問題に関する国際戦略を描く上でも極めて重要な情報を提供する。</p>	005
(6)	気候変動影響評価・適応推進事業 (平成18年度) 再掲	…	…	…	…	2	<p><達成手段の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外における適応に関する情報収集・分析を行い、関係府省の協力も得つつ、政府全体の総合的、計画的な「適応計画」を策定する。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、支援を通じて得られた情報等を基に、他の地方公共団体にて活用できる「地方公共団体向けの適応計画策定支援ガイドライン(仮)」などを策定する。 ・途上国に対する適応支援として、気候変動影響評価等の科学的知見に基づいた有効な適応計画策定を行うの支援を行うとともに、将来的に途上国が独自の知見により影響評価の更新等が行えるよう人材育成を行う。 ・国内外の取組をアジア太平洋適応ネットワーク(APAN)等の知見共有ネットワークを通じて共有し、地域の適応能力の向上に貢献する。 ・IPCC報告書作成支援 <p>IPCCの各種報告書のための執筆者会合や専門家会合、IPCC総会等への我が国専門家の派遣等を通して、日本人執筆者を育成・支援し、IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見が適切に反映されるようにする。また、各種報告書の作成などのIPCCの活動に積極的に貢献することによって、我が国のIPCCにおけるプレゼンスを向上させる。</p> <p><達成手段の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府全体の適応計画の策定する。 ・地方公共団体における適応の取組を促進する。 ・IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を適切にインプットする。 ・IPCCにおける我が国のプレゼンスを向上させる。 <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外における適応に関する情報を収集・分析し、政府の適応計画に必要な情報を整理することで、平成27年夏頃をめどとした適応計画策定が円滑となること期待できる。 ・地方公共団体における気候変動影響評価・適応計画策定を直接支援するとともに、ガイドライン等を策定することで、他の地方公共団体における取組の促進も期待できる。 ・インドネシア、モンゴル、小島嶼国等のアジア太平洋地域の途上国における気候変動影響評価・適応計画策定を支援するとともに、事業管理のガイドラインとなる方法を検討することで、他国における適応に関する取組へ適用することも期待できる。 ・APAN等のネットワークを通じて、フォーラムやインターネット上での情報共有、人材育成ワークショップの開催等をととして、地域の人材の能力開発や政策の立案・実施への支援を行う。 ・IPCC報告書は気候変動に関する国際枠組みや世界各国の国内政策の基盤となる科学的知見を提供するものであり、我が国の研究者の知見をインプットし、その作成に貢献する必要がある。IPCC報告書の執筆に参加する科学者はボランティアベース(無給)の参加であるため、その活動を国として支援することで、我が国の知見のインプットが結果的に増すことが期待できる。 	再掲 (292)
施策の予算額・執行額		543 (509)	529 (489)	896 (775)	932	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		